

# 埼玉県小学生バレーボール連盟規約

## 第1章（名称及び事務局）

第1条 本連盟は、埼玉県小学生バレーボール連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は、事務局長宅に置く。

## 第2章（目的）

第3条 本連盟は、埼玉県小学生バレーボールを愛する者の相互の親睦及び技術向上を図り普及発展に寄与するとともに、バレーボールを通じ小学生の心身の健全な育成に努める事を目的とする。

## 第3章（事業）

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 小学生バレーボール競技大会の開催及び運営
2. 小学生バレーボール教室の開催
3. 小学生バレーボールの指導者育成のために必要な各種講習会及び研修会の開催
4. 小学生バレーボールの審判養成並びに資質向上のために必要な各種講習会及び研修会の開催
5. その他必要な事業

## 第4章（組織及び加盟）

第5条 本連盟は、第3条の目的に賛同する埼玉県内の小学生バレーボール団体で組織する。

第6条 本連盟に加盟を希望する団体は、所定の登録用紙に必要事項を明記し、事務局に申請すること。

2. 公益財団法人日本バレーボール協会に決められた期日までに、団体及び個人登録を済ませること。

## 第5章（役員）

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

- |             |             |           |
|-------------|-------------|-----------|
| 1. 会長 1名    | 2. 副会長 若干名  | 3. 理事長 1名 |
| 4. 副理事長 若干名 | 5. 常任理事 若干名 | 6. 理事 若干名 |
| 7. 事務局長 1名  | 8. 監事 2名    |           |

但し、本連盟には名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章（役員選出と委嘱）

第9条 会長は、役員選考委員会の推薦を受け総会で承認する。

2. 副会長は、役員選考委員会の推薦を受け総会で承認する。

3. 理事長は、役員選考委員会の推薦を受け理事会で承認を受け会長が委嘱する。
4. 副理事長は、常任理事会の推薦を受け理事会で承認を受け会長が委嘱する。
5. 常任理事は、各専門委員会及び各地区委員会から選出された委員長候補もしくはこれに変わる者の中から会長が委嘱する。
6. 本連盟の運営を円滑にするために、学識経験者を常任理事にすることができる。
7. 理事は、各専門委員会および地区委員会より推薦された者を会長が委嘱する。
8. 本連盟の運営を円滑にするために、学識経験者を理事にすることができる。
9. 事務局長は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。
10. 監事は理事会で推薦し、会長が委嘱する。
11. 名誉会長、顧問、参与は、常任理事会で推薦し、理事会で承認を受け会長が委嘱する。
12. 選考規程は別に定める。

## 第7章（役員の仕事）

第10条 会長は、本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時その職務を代行する。
3. 理事長は、会務を処理執行する。緊急事項については、会長の承認を得て先決執行することができる。先決事項については、事後の理事会、常任理事会で報告する。ただし緊急を要する場合は、理事に連絡報告する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時その職務を代行する。
5. 常任理事は、本連盟の常務を審議し処理する。
6. 理事は、重要事項を審査し、決定する。
7. 事務局長は、事務作業を円滑に進め運営全体を掌握する。
8. 経理は、本連盟の会務を執行する。
9. 監事は、本連盟の業務と会計を監査する。
10. 顧問、参与は会長の諮問に応じて会務を援助する。

## 第8章（会議）

第11条 本連盟に次の会議をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 常任理事会
4. 委員会
5. 正副理事長会議

第12条 総会は、本連盟の全役員と、加盟登録団体の代表者をもって構成し、年1回開催する。

2. 必要に応じて、臨時総会を開くことができる。
3. 総会は、会長が招集し議長となる。
4. 総会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。
5. 総会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業報告及び決算報告

- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員の決定
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要な事項

第13条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事・事務局長をもって構成する。

2. 理事会は、会長が召集し議長となる。
3. 理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数により決定する。
4. 理事会は、本連盟の重要事項を審議する。

第14条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・事務局長をもって構成する。

2. 常任理事会は、会長が召集し理事長が議長となる。
3. 常任理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数により決定する。
4. 常任理事会は、本連盟の基本企画を立案する。

第15条 委員会は、本連盟の事業を遂行する為に必要な事項を分担し常任理事会の承認を得て処理執行する。

第16条 正副理事長会議は理事長が召集し議長となる。

2. 正副理事長会議は、緊急を要する案件が発生した時や他連盟との情報交換と諸行事の調整が必要となった時に開催する。

## 第9章（委員会）

第17条 本連盟に次の委員会を置く。

- (1) 専門委員会
  - ①総務委員会 ②経理委員会 ③競技委員会 ④審判委員会
  - ⑤強化・指導普及委員会
- (2) 地区委員会
  - ①東部地区委員会 ②西部地区委員会 ③南部地区委員会
  - ④北部地区委員会
2. 委員会には次の役員を置く。
  - ①委員長 1名 ②副委員長 若干名 ③委員 若干名
  - ④会計 1名

3. 委員会の正副委員長は、他の専門委員会の正副委員長を兼務することはできない。
4. 委員会は、本連盟の事業を遂行する為に必要な事項を分担し、常任理事会の承認を得て処理執行する。

第18条 本連盟に、次の特別委員会を置く。

- (1) コンプライアンス委員会 (2) 女性指導者育成委員会
- コンプライアンス委員会及び女性指導者育成委員会の規程は別に定める。

## 第10章（会計）

第19条 本連盟の会計は、経理委員会が処理する。

第20条 本連盟の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 加盟登録料
- (2) 参加費
- (3) 各種団体より交付される補助金
- (4) 事業収益
- (5) 寄付金
- (6) その他

第21条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 本連盟の予算は、総務委員会で立案し、理事会の承認を得なければならない。

- 2. 決算は経理委員会で編成し、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。
- 3. 予算及び決算は理事会の承認後、総会で審議決定する。

## 第11章（規程）

第23条 本連盟に次の規程を別に定める。

- (1) 団体登録及び個人登録規程
- (2) 登録料規程
- (3) 表彰規程
- (4) 慶弔規程
- (5) 役員選考規程

## 第12章（附則）

第24条 本規約の改正は、総会出席者の2分の1以上の同意を得なければならない。

本連盟の規約は、昭和47年(1972) 月 日から施行する。  
本連盟の規約は、昭和54年(1979) 2月11日から施行する。  
本連盟の規約は、昭和58年(1983) 10月15日から施行する。  
本連盟の規約は、昭和62年(1987) 4月18日から施行する。  
本連盟の規約は、昭和63年(1988) 1月29日から施行する。  
本連盟の規約は、昭和63年(1988) 4月 9日から施行する。  
本連盟の規約は、平成 元年(1989) 4月 8日から施行する。  
本連盟の規約は、平成15年(2003) 4月 5日から施行する。  
本連盟の規約は、平成17年(2005) 4月 5日から施行する。  
本連盟の規約は、平成18年(2006) 4月 1日から施行する。  
本連盟の規約は、平成21年(2009) 4月11日から施行する。  
本連盟の規約は、平成23年(2011) 4月11日から施行する。  
本連盟の規約は、平成29年(2017) 4月 8日から施行する。  
本連盟の規約は、令和 4年(2022) 4月 9日から施行する。  
本連盟の規約は、令和 5年(2023) 4月 9日から施行する。